

令和 8 年度福島県介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業

募 集 案 内

介護サービス事業所において、介護職員等処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に必要な要件整備のため、**専門的知識を有する社会保険労務士を派遣し、指導・助言等を行い**、介護職員の処遇改善が広く行われるよう支援を行う事業です。

- 1 派遣実施期間 令和 8 年 9 月から令和 9 年 2 月末まで
- 2 実施事業所数 10 事業所
- 3 申し込み方法 「令和 8 年度福島県介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業申込書」(HP に掲載) に記入のうえ、下記宛にメールまたは FAX でお申し込みください。

福島県高齢福祉課 〒960-8670 福島市杉妻町 2 - 1 6

Mail kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp

Fax 024-521-7748

電話 024-521-7745

- 4 申 込 期 限 令和 8 年 8 月 31 日 (月) 17:00 必着

- 5 費 用 無 料

- 6 対 象 事 業 所

福島県内の事業所等のうち、以下の条件のいずれかに当てはまる事業所等で、現在、特定の社会保険労務士等から指導・助言等を受けていない事業所等。

- (1) 処遇改善加算を未取得の事業所等で新規取得を目指す事業所等
- (2) 処遇改善加算を取得しており、上位区分取得を目指す事業所等

- 7 指導・助言回数 1 事業所あたり原則 3 回まで (1 回あたり 2 時間程度)
※一部オンライン利用も可とする。

- 8 指導・助言内容

- (1) 令和 8 年度介護報酬改定により定められた介護職員等処遇改善加算の区分に応じた次の取組に関すること

- ア 賃金体系等の整備及び研修の実施に関すること
- イ 職場環境の改善 (職場環境等要件) に関すること
- ウ 資格や勤続年数などに応じた昇給の仕組みの整備に関すること
- エ 職場環境の更なる改善や見える化に関すること
- オ 生産性向上や協働化に関すること
- カ その他介護職員等処遇改善加算の取得要件に関すること

- (2) その他加算の取得に必要な事項に関すること